

事 務 連 絡
平成 2 5 年 3 月 1 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の検査について

日頃より感染症対策にご協力賜りありがとうございます。

平成25年1月30日付け健感発0130第1号「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の国内での発生について（情報提供及び協力依頼）」により、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の疑いのある患者を診察した場合について情報提供をお願いしてきたところですが、平成25年2月22日付け健感発0222第2号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等の一部改正について」により、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）は平成25年3月4日から4類感染症として届出対象となるところです。

また、当該感染症にかかる検査については、現在、国立感染症研究所のみの実施体制しか無いため、検査診断は臨床検体を国立感染症研究所に引き続き送付していただくこととなります。

については、国立感染症研究所に検査依頼をする際のマニュアルを別添のとおりお知らせしますとともに、引き続き過去の症例の掘り起こしも含め当該感染症が疑われる患者があった際は、国立感染症研究所への情報提供及び検査等の相談をするよう、お願いします。

なお、各地方衛生研究所においてもSFTS検査を実施いただけるよう、検査キットを現在開発中であり、3月末を目途に検査マニュアルとともに配布する予定です。

以上、よろしく願いいたします。